

経営社会関係論の形成

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学商学研究所 公開日: 2010-03-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 瑞穂 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/8495

経営社会関係論の形成

“Business and Society” or “Social Issues in Management”

中 村 瑞 穂

Mizuho Nakamura

目 次

1. 序 — 企業経営の社会的性格と経営社会関係論
2. 「企業の社会的責任」の特定化
3. 「企業の社会的即応性」の概念
4. 「企業の社会的制御」モデル
5. 結びに代えて

1. 序 — 企業経営の社会的性格と経営社会関係論

「企業と社会とのあいだの関係」を意味する“Business and Society”（略称B & S）、あるいは「経営における各種の社会的課題事項」を意味する“Social Issues in Management”（略称SIM）などの名で呼ばれる研究ならびに教育の分野が、アメリカにおいて経営学の一部門として「制度的な確立」（institutionalization）を遂げて、ほぼ四半世紀となる。

その間、1990年には、その分野を専門に扱う国際学会としてThe International Association for Business and Society（IABS）が創設され、以後、アメリカおよびヨーロッパの諸都市において大規模な年次大会が開催されるとともに、1992年には、すでに30年の歴史を持つ“Business and Society”誌（Roosevelt University発行）を、その第31巻から同学会の公式機関誌とするにいたっている。

いまさらいうまでもなく、企業は財貨または用役の生産ならび販売という、その本来的機能においても、また、機能遂行のための主体的条件を資本の調達と生産手段の購買ならびに労働力の雇用によって形成する、自立的組織体としての構造においても、本質的に社会的性格を有する存在である。そのようなものとしての企業の数の増加ならびに規模の拡大に主導されて、商品生産と貨幣流通に媒介される分業関係が社会の隅ずみにまで浸透する結果、現代社会にあっては、すべての市民の生活が、そのあらゆる側面において企業の行動による影響を、直接もしくは間接に、きわめて強くこうむることとなっている。

企業は社会科学のすべての分野からの注目を浴び、企業に関する研究が社会科学のあらゆる分

科において展開されることとなる。

わけても経営学は、企業そのものをもつばら（ないしは主として）研究の対象とする社会科学の一分科として、特に企業の機能ならびに構造をその詳細におよんで究明することに努めてきているのであって、その理論体系の存立そのものが企業の社会的性格を別にしてはありえない。いかえるならば、経営学の理論内容は、その内部での領域区分のいずれに属するものであっても、すべてが企業と社会との関係に関する記述であるといってもけっして過言ではないはずである。

それにもかかわらず、そのような経営学の内部に、あらためて「企業と社会との関係」あるいは「経営における社会的課題事項」の研究ならびに教育を対象とするB & SないしSIMを、一個独立の部門領域として設定することが特にもとめられるのは、いかなる理由によるものであろうか。

この分野に対する日本での関心がアメリカおよびヨーロッパほどに高いとはけっしていえず、したがって、それらの国々におけるこの分野での事態の進行がいまだなお十分に理解されていない現状にかんがみ、アメリカにおけるB & SないしSIMの分野での研究の進行過程に関する概観を、さしあたりその初期に限って試みようとするのが本稿の主旨である。

なお、そのさい、“Business and Society (B & S)” ないし “Social Issues in Management (SIM)” の名で呼ばれてきている、経営学の内部における一研究領域を、便宜上、経営社会関係論と名づけることとする。「経営社会関係論の形成」と題するゆえんである。

2. 「企業の社会的責任」の特定化

アメリカにおいては経営学の内部で、特に現代における企業と社会とのあいだの多様で複雑な関係についての検討を直接の課題とする分野の呼び名として、経営学教育の現場での学科目の名称や、したがってまた、教科書的な概説書の表題には、Business and Society (B & S) が主に用いられるのに対し、研究分野の呼称としてはSocial Issues in Management (SIM) という表現がしばしば用いられる。

“Business and Society” 誌が The International Association for Business and Society (IABS) の機関誌となって最初の号にあたる1992年春の同誌第31巻第1号は記念論文集の体裁を有するが、その巻頭に収められた総括論文「Business and Societyの転換期」(Business and Society in Transition) において、筆者であるDonna J. Wood and Philip L. Cochranは冒頭、この分野の歴史を回顧して次のように述べている。「企業ないし企業人の社会的責任に関する議論が行なわれるようになった時期は、古くは19世紀までさかのぼるが、Business and Societyという分野は比較的新しい研究の領域で、今から20年ないし40年前のいずれかの時点にその端を発する。Howard Bowenの著書『企業人の社会的責任』(Social Responsibilities of the Businessman) は1953年に出版され、この分野の事実上の起点を印した。Joseph McGuireの『企業と社会』(Business and Society) の初版は1963年に刊行されているが、1960年代中に出版されたB & S関係の著作はきわめて僅かにすぎなかった。それに対して、1970年代に入ると、

B & Sは多くのbusiness schoolにおいて、また全国business school認定基準のうちにおいても、定位置を獲得するにいたり、ここに本格的な制度的確立 (institutionalization) の過程を開始したのである。¹⁾

一方、“Social Issues in Management (SIM)” はアメリカ経営学会ともいべきAcademy of Managementにおける部会 (division) の一つの名称であって、その設立は1971年である。同部会の所属会員数は1992年現在で約650名で、Academyの21の部会中、第10番目にあたる規模であるという。

このように、経営社会関係論ともいべき研究ならびに教育の分野の形成が1960年代中に顕著に進行するにいたった背景には、当時、アメリカ企業をとり巻く社会的環境に生じつつあった急激かつ重大な一連の変化があった。それはRogene A. Buchholzによれば、次のようであった。「1960年代の10年間は激的な社会的変化の時代であり、その変化は企業に対し、その活動のほとんどすべての側面にわたって影響をおよぼした。少数民族の公民権、女性の平等権、自然環境の保護、そして広範囲におよぶ消費者問題 — などへの関心の集中は、企業とその経営者に対し、きわめて広範、また長期にわたる強烈な影響を与え続けてきている。この社会的変化のもたらした長期的な結果は、企業が活動を行なう際に守ることを期待される『ゲームのルール』の劇的な変化である。²⁾

このような社会的環境の全面的な変化が企業と社会とのあいだの関係についての認識の内容におよぼした影響に関しては、Edwin M. Epsteinが、経営社会関係論の歴史的展開過程を追跡し、それぞれの時期における代表的研究の焦点と研究方法上の特徴とを検討した興味深い論文のなかで、特に1965年から1975年にかけての時期に注意を払いつつ、次のように指摘している。「1965年から1975年にかけては、企業の社会的責任の概念にとって、一つの重要な時期であった。学界関係者および企業関係者の内部に、ある合意が形成されたのであって、それは当時の社会的・政治的・経済的大変動によって強いられたところが大きかった。その合意とは、企業ならびにその経営者たちは真の意味で『社会の求めに応ずることができる』 (“socially responsible”) のでなければならない、ということであった。³⁾」このような状況を象徴する文献としてEpsteinが挙げるのは、経済開発委員会 (The Committee for Economic Development ; CED) の文書である。

1971年、アメリカの企業および教育関係の指導的な地位にある人びと200人をもって構成される経済開発委員会は、その内部組織の一つである調査・政策委員会 (The Research and Policy Committee) の5年間にわたる検討の成果を集約した政策見解、『企業の社会的責任』 (*Social*

1) Donna J. Wood, and Philip L. Cochran, “Business and Society in Transition”, *Business and Society*, Vol.31, No.1, Spring 1992, pp.1-7.

2) Rogene A. Buchholz, *The Essentials of Public Policy for Management*, Englewood Cliffs, New Jersey : Prentice-Hall, 2nd ed., 1990, pp.2-3.

3) Edwin M. Epstein, “Business Ethics, Corporate Good Citizenship, the Corporate Social Policy Process : A View from the United States”, *Journal of Business Ethics*, Vol.8, No.8, April 1989, (pp.583-595), p.585.

Responsibilities of Business Corporations) [以下、CED見解と呼ぶ] を公表した。その見解は、当時におけるアメリカ世論の動向と、それに応える政府の施策 — 特に、消費者保護・環境規制・雇用の平等など — に現われた、企業に対する要求の範囲の拡大傾向を、「一時的な欲求不満や流行などではなく、強固で持続的な傾向であり、将来においても減衰するどころか、むしろ増大することが見込まれる」として、それを「企業と社会とのあいだの契約条件」の重大な変更ととらえている⁴⁾。

その新しい「社会契約」(social contract)のもとでは、「企業の社会的責任」の内容は3種のものからなり、それらのあいだの関係は3個の同心円をもって示されるという。中心から外側に向かって順に、

- ① 経済的機能の能率的遂行に関する責任 (製品・雇用・経済成長など)、
- ② 社会的価値観・優先度などの変化に対する敏感な意識をもって業務を遂行する責任 (環境保全・従業員の雇用条件や職場内関係・消費者関係の詳細な事項に関する配慮など)、
- ③ 社会的環境の改善に対する積極的な取組みを行なう責任 (特に、貧困・都市環境の悪化など社会問題の解決への協力) — がそれである。

「企業の社会的責任」の内容に関するこのような理解の基礎をなしているものは、現代大企業の制度的構造ならびに、その行動原理に関するCED見解の見方である。それによれば、企業は株式会社 (corporation) の形態をとることにより、経済的規模・市場支配力・社会的影響力を拡大してきたが、それは同時に、企業の制度的構造の発展過程でもあり、その到達点として現代大企業は「多元主義社会」(pluralistic society) のなかで、社会を構成する人びとのあいだに二つの類型的な関係を展開することにより存在しているという⁵⁾。

企業が社会のなかで相互作用関係を持つ人びとや集団・組織体などの第1の類型は企業の「構成要素」(constituencies)であり、①従業員、②株主、③顧客および消費者、④納入業者、⑤地域社会住民 — が、これに含まれる。このうち、「地域社会住民」の「構成員」としての特質については、特に次のような点が指摘されている。「その [=企業と地域社会との (引用者注)] 共生関係 (symbiotic relationship) のなかで、地域社会の好意的感情 (goodwill) は企業ならびに従業員の士気および業績に対する積極的な貢献要因であると同時に、全国的には企業イメージの一構成要因でもある。⁶⁾」

企業と相互作用関係を有する人びとの第2の類型は、CED見解のなかでは「多元主義社会のなかのその他の重要な要素」もしくは「外圍社会」(the larger society) と呼ばれているが、そこには①競争企業、②労働組合、③利益団体、④教育界、⑤新聞・雑誌・その他のメディア、⑥

4) Committee for Economic Development (CED), *Social Responsibilities of Business Corporations: A Statement on National Policy by the Research and Policy Committee of the Committee for Economic Development, June 1971*, 1971, pp.11-16. 経済同友会編訳『企業の社会的責任』鹿島出版会, 1972年, 9-18ページ。

5) *ibid.*, pp.18-21. 訳, 22-24ページ。

6) *ibid.*, p.20. 訳, 23-24ページ。

政府・行政機関が掲げられている。このうち、「利益団体」(interest groups)の意味については、それが「自然保護・雇用・その他の微妙な領域(sensitive areas)で企業の行なうことをたえず監視し、ときには企業行動に対する特定の変更をもとめて運動も行なう⁷⁾」との説明から推測が可能であろう。

一方、現代巨大株式会社の行動原理については、CED見解は「開明的自己利益の教義」(the doctrine of enlightened self-interest)を提唱している。それは「公共の福祉を積極的に増進させることこそ、企業の『開明的自己利益』にかなうものである⁸⁾」との主張である。この教義の意味をWilliam C.Frederick, James E.Post, and Keith Davisは、企業が「社会的に目覚めながらも、自己の経済的利益を放棄しようとはしない」(socially aware without giving up their economic self-interest)態度——と表現している⁹⁾。

この「教義」の性格について、委員会見解は特に次のように解説している。「開明的自己利益は、いわゆる『飴と鞭』(“carrot and stick”) [=褒賞による奨励と処罰による強制(引用者注)]の両側面を持つ。健全で豊かで、正常に機能する社会をつくりあげるならば、そこにおいて企業は成長し、利潤を獲得する豊かな機会に恵まれるという、明るい誘いが一方にある。また同時に、もしも企業がそのような社会をつくりだすことに協力しないならば、ますます厳しい強制と責め苦が待つという、暗い脅しも、そこにはある。¹⁰⁾

このような「開明的自己利益」を社会における企業の役割に関する「企業としての理論的根拠」(corporate rationale)とすることにより、CED見解は、社会をより良いものとするために企業が直ちに取組むべき活動の具体的項目を列挙している。それは10の主要分野——①経済の成長ならびに効率、②教育、③雇用および職業訓練、④公民権および機会均等、⑤都市の改造ならびに開発、⑥汚染防除、⑦自然保護およびレクリエーション、⑧文化および芸術、⑨医療保護、⑩政府機関——にわたり、合計58項目にもおよぶ包括的なリストである。そこには企業が自発的に実行すべき事項ばかりでなく、政府やその他の機関との協力により推進せねばならない事業も数多く含まれるが、CEDの調査・政策委員会は個々の企業に対し、それぞれが最も確実に実行できる諸活動を選択し、それに取組むべきことを訴えている¹¹⁾。

経営社会関係論の生成期における認識内容を最も的確に叙述した貴重な歴史的文献ということができよう。

3 「企業の社会的即応性」の概念

現代における企業と社会との関係についての経営学的研究の歴史的展開過程を追跡するなか

7) *ibid.*, p.20. 訳, 24-25ページ。

8) *ibid.*, p.27. 訳, 36ページ。

9) William C.Frederick, James E.Post, and Keith Davis, *Business and Society: Corporate Strategy, Public Policy, Ethics*, 7th ed., 1992, p.44.

10) CED, *ibid.*, p.29, 訳, 40ページ。

11) *ibid.*, pp.36-40. 訳, 52-59ページ。

で、特に1965年から1975年にかけての時期に注目したE.M.Epsteinはさらに、当時の動向が最終的に到達するにいたった地点についても、次のように指摘している。「1970年代の半ばには、経営者・経営学者・さらに政策決定者たちは最終的に、今や明らかとなるにいたった一つの事実を確認することとなった。それは、企業の社会的責任に関する単一の、包括的な、そして普遍的に適用可能であるような定義はけっして存在しない——ということである。結果から見て、企業の社会的責任をめぐる論争は、1950年代および60年代のどこか哲学的な趣きをそなえた論調から、各企業の社会的責任の実行状況を測定するための用具と見なされるような特定の課題事項(specific issues)に焦点を置くものへと移行をとげたのである。¹²⁾」

このような「特定の課題事項」の例としてEpsteinがあげるものは、①企業としての南アフリカへの関わり方、②人工栄養ミルク(infant formula)の事例に見られたような第三世界的条件のもとでの米国多国籍企業のマーケティング、③黒人の所有する企業に対する投資ならびに支援、④女性および少数民族に対する積極的雇用差別是正措置、⑤環境汚染物質の処理に関する企業行動——などである。

「課題事項」の「特定」化の意味するところを、このような具体例をもって示すことにより、Epsteinはさらに続けて次のようにいう。「興味深いことであるが、経営者も経営学者もともに、ますます強く認識するようになってきていることは、企業の社会的責任に関わる重要な課題事項は、企業の継続的な業務機能から生ずるものであって、会社の『善行奉仕主義』(“do-gooderism”)からではないということ、そして、『責任』というものは日常の組織活動に内在するのであって、権力の誇示を意図したり、気まぐれに企業にとって周辺的な問題に手を出してみたりするような、経営者の思いつきから生まれるものではない、ということである。問題は、企業とその指導者層が『社会の求めに応ずることができる』ようなしかたで業務を遂行することを、最も確実なものとするためには、いかにすべきであるのか——ということに変わってきているのである。¹³⁾」

この1970年代の中ごろ、企業と社会との関係に重要な関わりを持つと考えられる「社会的課題事項」に特に強い関心を寄せ、その内容および性格の歴史的変化についての分析を介して「企業の社会的責任」理論の限界を指摘するにいたったのは、Robert N.Ackerman and Raymond A.Bauerである。彼らによれば、1960年代の半ばから当時いたるまでの社会的変化は革命的な性格を帯びた運動によってひき起こされたものであり、企業はその影響を特に強くこうむることになったという。すなわち、「約10年前、一つの革命ともいべき性質を持った広範囲にわたる運動が世界の産業化された諸国において開始された。それは諸機関(institutions)を人間の必要に対して、さらに即応的(responsive)にさせようとする運動である。……企業も、この時流にとらえられ、公衆の心情や立法・行政活動の圧力のもと、財貨・用役の営利的生産という伝統的役割を越えた課題事項に対応する(respond to issues)ことをもとめられているのである。課題事項の一覧表は長大なうえに、さらに増えつづけている。¹⁴⁾」ここで彼らが注目することと

12) E.M.Epstein, *ibid.*, p.585.

13) E.M.Epstein, *ibid.*, p.585.

なるのは、「1968年ごろから1975年にかけての短い期間中に、それらの要求の性質と、要求に対する企業の対応の性質とが、大きな質的变化をとげてきている¹⁵⁾」という事実である。

Ackerman and Bauerによれば、「過去10年間に企業が関わってきた社会的課題事項は三つの範疇に区分できる¹⁶⁾」という。

第1は、「企業に対して外的な社会問題」であり、それが「外的」であるとは、「直接的な企業の行為によって引き起こされたわけではないか、あるいは、直接的な企業の行為によるものではあっても、外部社会の欠陥を反映したものである（例えば職業差別）」ような場合を意味する。この例としては、貧困、麻薬禍、都市の荒廃があげられている。

「社会的課題事項」の第2範疇は「通常の経済的活動（regular economic activities）の対外的影響」にあたるものとされ、生産施設による汚染、財貨・用役の品質・安全性・信頼性、マーケティング活動から生ずる紛争・欺瞞、工場閉鎖・工場新設の社会的影響などが例示される。

範疇の第3は「企業内部に発生し、通常の経済的活動と内在的な結びつきを有する課題事項」であり、その例として雇用機会の平等、職場の健康・安全、労働生活の質の向上（the quality of working life）、企業内民主主義（industrial democracy）などが示されている。

ここにおいて彼らのいう「社会的課題事項」の変化とは、次のようなことがらを意味した。すなわち、第1の範疇は「1960年代の後半に、企業の積極的な取組みを促した課題事項であった。この範疇に対する企業の関心は、すでに伝統的なもので、地域社会関係管理（community relations）や社会貢献活動（philanthropy）がそれである。¹⁷⁾」

それに対し、「われわれの範疇の第2および第3のものが近年においては重要性を増してきており、それらは通常の経済的業務と本質的に結びついている。社会的業績（social performance）の向上のためには、このような業務における変化がもとめられているのである。¹⁸⁾」そして、Ackerman and Bauerがここで特に強調することとなるのは、第2・第3範疇に属する「社会的課題事項」が有する次のような性格である。すなわち、「それらはすべて、企業の通常の業務を通じて具体化（implement）されなければならない。それらは『対外的』な活動計画ではない。……そのことが承認されるならば、次には、具体化の能力（capability）が決定的な重要性を帯びることとなる。いいかえるならば、具体化にとっては、動機づけ（motivation）は十分条件ではないのである。¹⁹⁾」

この主張の最後の部分は、それまで経営社会関係論における主流の見解であるとともに、「地域社会関係管理や社会貢献活動」という形での「社会的課題事項」への企業の取組みを支える理論的基盤でもあった、「企業の社会的責任」理論に対するAckerman and Bauerの鋭い批判を表

14) Robert W. Ackerman, and Raymond A. Bauer, *Corporate Social Responsiveness : Modern Dilemma*, Reston, Virginia : Reston Publishing, 1976, p.3.

15) *ibid.*, p.vii.

16) *ibid.*, p.10.

17) *ibid.*, p.10.

18) *ibid.*, p.10.

19) *ibid.*, p.10.

わしている。彼らによれば、「『社会的責任』という用語の意味内容と、したがってまた、それを用いて展開される議論とは、意図・善意・犠牲・そして自発的意思などの観念を強く担っている。²⁰⁾」そのため、当面の現実的テーマである「社会的課題事項」への「対応」との関連で、「社会的責任」の概念には、二つの側面において重大な限界が生ずることになるという。一つは、「社会的課題事項への対応」の「過程」(process)のうち、その概念が関わることのできる部分の限定性であり、具体的には、それが動機形成 — 「動機づけ」 — にも関わりえて、行為の成果 — 「業績」(performance) — には関わりえないという点である。「社会的責任」概念の限界はまた、それが持ちうる「内包」(content)の側面にも存在し、「社会的責任」が意味しうることがらは抽象的・一般的に過ぎ、あえて具体的内容を盛込もうとすれば、それらのあいだでの論理的整合性に問題を生ぜざるをえないという。

それに対して、Ackerman and Bauerによれば、「社会的課題事項への対応は、何をなすべきかを決定すること以上のことがらを含む。そこにはなお、すでに決定したことがらを実行するという、管理的任務 (management task) が残されており、この任務は断じて軽小なものではない。²¹⁾」そして、その任務の効果的な遂行には、「実践の有用性をそなえた論理整合的な概念」が欠かせない、という。

そのうえ、彼らによれば、企業の業務活動が生み出す「社会的結果」(social consequences)ないし「社会的影響」(social impacts)そのものは、けっして「社会的要求への対応」のみにつきるわけではないのである。すなわち、「重要で明示的な社会的要求は企業の業務活動を通じて満たされねばならないが、一方で、企業の業務活動は、意図されると否とに関わりなく、社会的結果を生ずる。しかも、多くの場合、社会的結果の範疇のうち後者が、少なくとも前者と同等の重要性を持つのである。²²⁾」

かくして、Ackerman and Bauerが「社会的責任」概念の有効性に対して与える最終的評価は、次のようなものとなる。「その意味内容 (semantics) は、それがもっぱら社会的貢献活動に関わるかぎりではさほど不適切であるわけではないが、その場合でもなお、社会貢献が企業戦略 (corporate strategy) の一環をなしているような企業にとっては、疑問の余地が生ずる。そして、社会的課題事項が企業の内部に移動し、さらに、われわれの間われる問題が、明白な社会的意図を持った限られた数の活動計画ではなく、企業の社会的影響であることが明らかとなってくるにしたいが、それ [=社会的責任という用語の意味内容 (引用者注)] は急速に不適切さを増してきている。²³⁾」そして現に、「過去数年、ときを追って社会的責任運動の終焉 (the demise of social responsibility movement) を宣する声が高まってきている²⁴⁾」、ともいう。

「企業の社会的責任」の概念に代わるものとして、Ackerman and Bauer自身が新たに提起す

20) *ibid.*, p.9.

21) *ibid.*, p.6.

22) *ibid.*, pp.10-11.

23) *ibid.*, pp.9-10.

24) *ibid.*, p.3.

る概念は、彼らの共著の表題として掲げられている「企業の社会的即応性」(corporate social responsiveness)である。

その特徴は、のちにEpsteinによっては次のように要約されることとなる。すなわち、「企業の社会的即応性は、企業組織内部における機構・手続・取決め・行動様式など、総体として企業組織の社会体制的圧力への対処を可能にするようなことからの探求、要するに企業の意思決定過程における各種有効手段の利用による戦略的経営 (strategic management) に関連する。『即応性』とは、もっぱら反応的 (reactive) であるのではなく、予測的 (anticipatory) で、『先行的』 (“pro-active”) であるような行動を強調するものであり、そのために『課題事項管理』 (“issue management”) ・環境精査・社会監査および社会会計・企業行動憲章の制定などを使用する。このような過程志向性をもって、急激に増大する企業組織への要求を把握し・調整し・あるいは処理することの重要性を強調することとなっているのである。²⁵⁾」

経営社会関係論の領域における「企業の社会的即応性」概念の浸透状況は、1980年末に合衆国商務省が公刊した同省「企業の社会的業績」特別調査班 (The Task Force on Corporate Social Performance) の調査結果報告書、『企業と社会：1980年代への戦略』 (*Business and Society : Strategies for the 1980's*)²⁶⁾ のうちに、きわめて明瞭に見てとることができる。

4. 「企業の社会的制御」モデル

1980年代初頭における経営社会関係論の研究ならびに教育をめぐる状況については、James E. Postが次のように述べている。「Business and Societyの分野が、経営学における公認の一領域として発足をとげて約15年をへた今日、その多大な進歩の跡を指摘することができるが、同時になお、多くの問題が不断の挑戦を持ちかけ続けていることもまた認められる。²⁷⁾」

続いて彼が経営社会関係論の「成功」を示す指標の例として挙げるの次のような事実である。第1はカリキュラムの充実であり、多数の科目と多種多様な接近方法とが導入され続けているという。第2は授業教材の面で、授業計画に活用可能な教科書・事例集・視聴覚教材などが、着実にその数を増していることである。そして第3は、経営社会関係論の分野に属する教育者・研究者の数の増加であり、それは「Academy of ManagementのSocial Issues in Management Divisionの会員数が、1970年におけるほんの一握りの数から、今日では500人近くにまで増加していることに表われている²⁸⁾」という。

25) E.M.Epstein, *ibid.*, p.589.

26) U.S.Department of Commerce, *Business and Society : Strategies for the 1980's - Report of the Task Force on Corporate Social Performance*, Washington, D.C. : U.S.Department of Commerce, December 1980.

27) James E.Post, “Business and Society Research : Current Issues and Researches”, Edwin M.Epstein and Lee E.Preston (eds.), *Business Environment/Public Policy : The Field and Its Future - 1981 Conference Papers*, St.Louis, Missouri : American Assembly of Collegiate Schools of Business (AACSB), 1982, (pp.149-168), p.149.

28) J.E.Post, *ibid.*, p.149.

一方、経営社会関係論への「継続的挑戦のうちで最も重大なもの」とPostが見るのは、「研究の基盤」すなわち研究の対象ならびに方法に関する問題である。それは、研究の対象となる問題がきわめて多岐にわたり、研究に採用される接近方法が多様であること、また、研究に使用される手段・用具が多様で、それらの選択・適用の複雑さが研究成果の不均一性を生んでいることであるという。

1970年代における経営社会関係論の成長にともなう研究領域の急速な拡大と、その研究の対象である現実事象そのもののきわめて急激な展開とが、大量かつ多様な研究成果の累積を生む一方、それらを整理・集約し、統一的理論の形成に資せしめうるに必要な研究方法論の探索を促していたことがうかがえる。

経営社会関係論の方法をめぐる論議は、Thomas Kuhnのパラダイム (paradigm) 論²⁹⁾に触発されて起こった広範な学問領域での方法論争にも刺激されて、1970年代の中ごろから明白な形において開始され、強い影響力をもった注目すべき論稿も、上の引用の典拠であるPostのものをも含め、すでにいくつか現れていた。例えば次のようである。

Lee E.Preston, "Corporation and Society : The Search for a Paradigm", *Journal of Economic Literature*, Vol.13, No.2, 1975, pp.434-453.

Earl F.Cheit, "What Is the Field of Business and Society and Where Is It Going ?", Edwin M.Epstein and Dow Votaw (eds.) , *Rationality, Legitimacy, Responsibility : Search for New Directions in Business and Society*. Santa Monica, California : Goodyear Publishing, 1978, pp.183-202.

James E.Post, "Business and Society Research : Current Issues and Approaches", Edwin M.Epstein and Lee E.Preston (eds.) , *Business Environment/Public Policy : The Field and Its Future, 1981 Conference Papers*, St.Louis, Missouri : American Assembly of Collegiate Schools of Business (AACSB), 1982, pp.149-168.

Thomas M.Jones, " An Integrating Framework for Research in Business and Society : A Step Toward the Elusive Paradigm ? ", *Academy of Management Review*, Vol.8, No.4, 1983, pp.559-564.

Liam Fahey, and Richard E.Wokutch, " Business and Society Exchanges : A Framework for Analysis", *California Management Review*, Vol.25, No.4, Summer 1983, pp.128-142.

これらのうち、1982年のAcademy of Management年次大会における報告論文であるT.M.Jonesの論稿を通じて、当時における経営社会関係論の方法論をめぐる理論状況を観察することとする。

29) Thomas S.Kuhn, *The Structure of Scientific Revolutions*, Chicago, Illinois : University of Chicago Press, 1962 ; 2nd ed., enlarged, 1970.中山茂訳『科学革命の構造』みすず書房, 1971年。

JonesはKuhnに依拠しつつ、パラダイムの基本的要件として(1)単一の・もしくは統合的な・研究の主題、(2)理論・方法・価値観など、研究の基礎的構成要素における基本的に正統的な見解の存在、(3)予見ないし説明の能力 — の3者を挙げ、これに照らして当時の経営社会関係論の評価を試みた結果、次のようにいう。「そこに見いだされるものは理論・方法・価値観における基本的に正統的な見解の存在ではなく、(1)経済学・政治学・社会学・組織論・法学など、各種の学問からの借用による理論、(2)研究対象への接近方法の驚くばかりの多様性、(3)著しく多種多様な価値観 — である。このようであるかぎり、マクロ・レベルでの予見ないし説明能力を有するモデルが存在しないことも不思議ではない。以上のような、この分野の特徴とKuhnの評価基準とのあいだの大幅な乖離を見るかぎり、**Business and Society**が現状においてパラダイムを欠くこと、そして、完全に整ったパラダイムの探索の道のりは長いもの — と結論してさしつかえないであろう。この探索を進めるために、なしうることは何であろうか? ³⁰⁾」

この問いに対するJones自身の解答として示されるものが「**Business and Society**研究の統合的枠組」(Integrating Framework for Research in Business and Society)である。それは「相互浸透的システムズ・モデル (interpenetrating systems model) を基礎とし、企業の社会的制御 (social control of business) に焦点を置くもので、……この分野における既存の研究を統一する手段として、また、将来における研究の課題を示すものとしても役立つと考えられる。³¹⁾」という。

その枠組は「一般的図式モデル」(general graphic model) および「研究主題分類表」(taxonomy of research topics) の二つの形式をもって示される。

「**Business and Society**図式モデル」は経営社会関係論の研究対象領域を示すもので、L.E.Preston and J.E.Post³²⁾に示唆を得た「相互浸透的システムズ・モデル」の形式を用い、また、Daniel Bell³³⁾ およびMichael Novak³⁴⁾にしたがって社会を経済・政治・文化の三つのサブシステムから成るものと見ることにより構成され、それぞれのサブシステムを表わす3個の円の交叉を示す図式において、経済システムの円が他の二つの円のそれぞれと重なり合う部分をもって、経営社会関係論の研究対象領域としている。

そして、Jonesはいう。「**Business and Society**の分野は政治的システムおよび文化的システムと経済的システムとの相互作用 (interaction) の研究である。……さらに特定するならば、その分野は、この相互作用から生ずる各種の緊張 (tensions) と、それらの緊張を処理するために案出される各種の方法 (methods) とを、取扱うのである。³⁵⁾」

30) Thomas M.Jones, "An Integrating Framework for Research in Business and Society : A Step Toward the Elusive Paradigm ?", *Academy of Management Review*, Vol.8, No.4, 1983, (pp.559-564), pp.559-560.

31) *ibid.*, p.559.

32) Lee E.Preston, and James E.Post, *Private Management and Public Policy*, Englewood Cliffs, New Jersey : Prentice Hall, 1975.

33) Daniel Bell, *The Cultural Contradiction of Capitalism*, New York : Basic Books, 1976.

34) Michael Novak, *The Spirit of Democratic Capitalism*, New York : Simon & Shuster, 1982.

次に、Jonesによれば「この分野の中央焦点は『企業の社会的制御』の概念の導入によって鮮明にすることができるのであって、それは社会が企業活動を有益な諸目的に誘導する各種の方法と定義される。³⁵⁾」という。そして、経営社会関係論の研究ならびに教育において取扱われてきた広範な諸問題はいずれも、この「概念枠組」(conceptual framework)のうちに収められるとともに、これを用いることにより、それらの諸問題の取扱いに含まれるべき「記述的、規範的、および処方的要素」(descriptive, normative, and prescriptive components)のすべてを充足することも可能となるという。

この「『企業の社会的制御』モデル」(“Social Control of Business” Model)の一般的適用可能性を説明するために、Jonesは経営社会関係論における代表的な問題群をこのモデルのうちに位置づけることを試みている。(問題の配列については本稿筆者の判断により、Jonesのものに一部変更を加えている。)

1. 大企業 (corporations) の経済的・政治的・社会的権力……社会的制御を必要とする理由
2. 企業理論 (theory of the firm) ……社会的制御の記述的・処方的側面
3. イデオロギーおよび価値観……社会的制御の諸手段を判定する際の各種の評価基準
4. 正統性 (legitimacy) ……社会的制御の諸手段に対する評価基準の一つ
5. 政府規制 (regulation) ……外的社会的制御手段
6. 会社統治 (corporate governance) ……内的社会的制御手段
7. 企業の社会的責任・企業倫理……自発的に採用される「自己制御」
8. 企業の社会貢献……社会的要求に即応し、その他の社会的制御の必要を減ずるための努力
9. 企業の政治活動 (corporate political involvement) ……社会的制御の諸手段を調整する諸種の方法、あるいは社会的制御の追加を必要とする理由
10. 環境精査……価値観の変化を事前予測する諸方法

このような「『企業の社会的制御』モデル」を経営社会関係論における研究の統合手段として活用するための具体的方法として、Jonesは「『企業の社会的制御の諸方法』のマトリックス」(“Methods of Social Control of Business” Matrix)なるものを提案し、次のようにいう。「このマトリックスは社会的制御の研究に対して一定の整序を施し、Business and Societyの分野に対し、マクロ・レベルでの研究課題のいくつかを提示する。つまり、それは、この新興の学問にとつての研究課題の提示 (a resaearch agenda) を行なおうとする試みを意味する。³⁷⁾」

「『企業の社会的制御の諸方法』のマトリックス」は、社会的制御の各種の手段を制御の「水準 (もしくは範囲)」(level[or scope])ならびに「様式 (もしくは原理)」(mode[or philosophy])の二つの次元における指標にもとづいて類別するもので、各次元における区分の標識は次のようなものから成っている。

35) T.M.Jones, *ibid.*, p.560.

36) *ibid.*, p.560.

37) *ibid.*, p.561.

企業の社会的制御の諸方法

制御水準	(1) 個別企業・産業	(2) 特 定 業 務	(3) 総 括 的
制御様式	例：オランダ炉，航空産業，原子力発電所	例：虚偽広告，まがい食品，有毒廃棄物	例：私的所有の制限，経済構造の改革，取締役会の制限
A. 市場による 制御の復元		情報量の増加（広報宣伝）	独占禁止 規模制限 開示義務 規制緩和
B. 意思決定者 の行動の改 変	政府規制 租税政策 補助金・奨励金	政府規制 法的統制 罰則強化 租税政策 補助金・奨励金	企業の社会的責任 社会的業績報告 個人的責任負担 国民経済計画 産業政策
C. 意思決定担 当者の変更	専門的公益代表取締役 専門的技術関係者	専門的公益代表取締役 コングロマリット化・経営多角化 専門的技術関係者	利益団体代表制 公益代表取締役 労働者民主主義 株主民主主義 労使共同決定制度 公有制
D. 拮 抗 力	代理投票権獲得競争 不買運動 労働組合 キャンペーンGM	消費者団体 労働組合 少数民族市民団体 環境保護団体	
E. 個別的救済 手段	株主代表訴訟 集団訴訟 代理投票権行使提案		

制御水準：

- (1)個別企業または個別産業を対象とするもの
- (2)特定の業務または企業職能を対象とするもの
- (3)範囲が総括的で、経済のうちにおける全ての企業（または全ての大企業）に対して適用されるもの

制御様式：

- A. 市場による制御の復元
- B. 意思決定者の行動の改変
- C. 意思決定担当者の変更
- D. 拮抗力 (countervailing power)
- E. 個別的救済手段 (ad hoc remedies)

これらの組み合わせをもって構成される「企業の社会的制御の分類表」(Social Control of Business Taxonomy) は前ページのようにある。

この分類表から導かれる経営社会関係論の研究課題に関して、Jonesは次のように述べている。「このマトリックスを利用することにより、Business and Societyの領域に属する研究者たちに対して研究課題の提示を行なうことが可能である。簡潔に述べるならば、この分野における研究の中心的任務は、既存のものも、新たに提案されるものも含め、社会的制御の各種の手段の長所ならびに弱点を、外圍社会の懐く価値観に照らして評価することである。要するに、研究者たちは企業の社会的制御の改善にとって必要な情報を供給しなければならないのである。³⁸⁾」

このような任務の遂行のために取組まねばならない個別研究課題の主要なものに関してJonesが行なっている具体的な検討の内容にまで立入ることはできない。ただ、本稿における行論との関係で、「企業の社会的責任および企業倫理の領域」に関するJonesの言及のみに限って見るならば、そこには、この領域に属する著作が経営社会関係論の文献中で着実に数を増すなかで、たんに企業経営者たちに対し外圍社会の利益を考慮して「自らを制御する」(control themselves) よう訴えることにとどまらず、「社会的責任が制御手段として有する価値を査定評価する試み」や、「経営『自己制御』(managerial "self-control") の具体化の諸方法」を提示する試みなどが、今後、経営社会関係論に対してますます大きな貢献をなすことになるであろうとの観測が示されている³⁹⁾。

5. 結びに代えて

アメリカにおいてBusiness and Society (B & S) もしくはSocial Issues in Management (SIM) の名で知られる経営学の一部門を、本稿では経営社会関係論と呼んで、その存在が学界ならびに教育界において公式に是認されるにいたったと見られる1970年代初頭から、現在にい

38) *ibid.*, p.562.

39) *ibid.*, p.563.

たる約四半世の経過のうち、ほぼ前半に当たる1980年代初頭までの期間を対象に、そこでの中心をなし、また、その後に対しても強い影響をおよぼすこととなった理論ないし研究の跡を確かめてきた。直接にとり上げることでできたのは、1970年代の初頭における経済開発委員会(CED)調査・政策委員会の見解に見られる「企業の社会的責任」に関する理論、70年代の中心を代表すると考えられるR.N.Ackerman and R.A.Bauerの「企業の社会的即応性」理論、そして1980年代初頭時点における経営社会関係論の到達水準を代表する一見解と見なし得るT.M.Joneの「企業の社会的制御」モデル——の三者にとどまったが、そのような限られた観察のみを通じて、経営社会関係論の研究対象の実質的拡大と、他方での研究内容の理論的深化との跡を確かめ得るだけでなく、かかる研究領域の必要を生ぜしめるにいたった社会状況をも読みとることができた。

一方、本稿での考察にはあえて含めることをしなかったが、本稿が考察の対象とした期間の後半部分には、やがて1980年代における経営社会関係論の本格的展開に重要な影響をおよぼすこととなる要因が、研究・教育の分野ならび現実社会の双方に、それぞれすでに出現していた。

その一つが企業倫理学の登場である。企業倫理学は、1970年代後半におけるWatergate事件に象徴される企業倫理に関わる諸問題の表面化にともなう社会的要請と、一方での生命倫理学(bioethics)ないし医療倫理学(medical ethics)、環境倫理学(environmental ethics)など、応用倫理学(applied ethics)の隣接諸分野の発展による刺激とを受けて、研究の急速な発展と、高等教育への正式の学科目としての導入とを経験し、1980年代初頭には一つの学問分野としてほぼ承認を得たといわれるまでにいたっていた。(企業倫理の研究をめぐる状況については、すでに別に論じているので、次を参照されたい。拙稿「アメリカにおける企業倫理研究の展開過程——基本文献の確認を中心として——」、『明大商学論叢』第76巻第1号、1994年2月。同『「企業と社会」の理論と企業倫理』、『明大商学論叢』第77巻第1号、1994年12月。)

一方、現実社会に生ずることとなった重要な変化は、合衆国における政権の交代である。さきに、「企業の社会的即応性」理論に関連して挙げた1980年末におけるアメリカ商務省特別調査班の報告書『企業と社会：1980年代への戦略』が公刊される直前に実施された大統領選挙は、共和党Ronald Reagan候補の勝利に終わり、翌1981年1月から新政権による国政運営が開始されるのである。Reagan政権の展開する経済政策が経営社会関係論の研究対象における広範かつ重要な変化を含むものであることは、ただちに了解されるであろう。

これらの要因による影響のもとに進行する1980年代以後における経営社会関係論の展開の跡をたどる作業については、今後を期することとしたい。